

農林水産省と同時発表

平成24年10月30日

証券監督者国際機構（IOSCO）による
『商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則』の実施状況に関する報告書』の公表

平成24年10月29日、証券監督者国際機構（IOSCO※）が、『商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則』の実施状況について調査を行い、その結果について報告書を公表しました。

我が国の規制及び監督当局は、本調査事項を適切に実施しておりますが、農林水産省及び経済産業省は、今後も規制・監督の改善、市場透明性の向上に一層努めてまいります。

※IOSCOは、世界各国・地域の市場規制当局や取引所等から構成されている国際的な機関です。経済産業省、金融庁、農林水産省をはじめ、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融サービス機構（FSA）等が加盟しています。

1. 本報告書の背景

「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」（参考1）は、平成22年11月のG20ソウル・サミット文書を受け、IOSCOが翌年9月に策定・公表し、同年11月のG20カンヌ・サミットが承認したものです。今般の実施状況に関する報告書は、平成24年6月のG20ロスカボス・サミット首脳宣言（参考2）を受けて、IOSCOが同原則の実施状況調査を行い、取りまとめたものです。

『商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則』の実施状況に関する報告書』原文へのリンク：

<http://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS256.pdf>

2. 実施状況調査の概要

（1）回答状況

IOSCOに加盟している33の国・地域が回答。

（2）主な調査事項

商品デリバティブ市場の透明性の向上、市場監督・監視の改善及び不公正取引等への対処のために「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」で定められている以下の事項について調査。

① 商品デリバティブ取引の商品設計に関する事項

- ② 商品デリバティブ市場の監視に関する事項
- ③ 商品デリバティブ市場における秩序が保たれない場合の措置事項
- ④ 法執行及び情報交換に関する事項
- ⑤ 商品デリバティブ市場における価格発見機能の向上に関する事項

(3) 主な調査結果

I O S C O の調査結果によれば、回答のあった 33 の国・地域（一部商品デリバティブ市場を有していない国・地域を含む）のほとんど（Majority）の国・地域は、本調査事項を概ね（Broadly）実施しています。なお、我が国（農林水産省及び経済産業省）については、米国等と同様、全ての調査項目を適切に実施しています。

（参考 1）「商品デリバティブ市場の規制・監督に関する原則」の概要

<http://www.meti.go.jp/press/2011/09/20110916001/20110916001.html>

（参考 2）G20 ロスカボス・サミット首脳宣言（平成 24 年 6 月）

61.（略）我々は、IOSCO が、2012 年 11 月までに、商品デリバティブ市場に係る IOSCO 提言の実施について報告することを期待する。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/loscabos2012/declaration_j.html

（本発表資料のお問い合わせ先）

商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課長 石崎 隆

担当者： 瀬田

電 話：03-3501-1511（内線 4211）

03-3501-6683（直通）